5　第二種プラットフォーム事業者が合併等を行った場合の取扱い等について、次のとおり定める。（第三十条関係）

⑴　第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継した合併法人若しくは分割承継法人又は当該事業を譲り受けた事業者（第二種プラットフォーム事業者を除く。以下「合併法人等」という。）は、その合併若しくは分割又は譲受けがあった日に第二種プラットフォーム事業者としての指定を受けたものとみなす。

⑵　合併法人等は、その合併若しくは分割又は譲受けの日後遅滞なく、一定の事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

⑶　第二種プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等の公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行う。

⑷　その他所要の措置を講ずる。

6　一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が可能とされる特例の対象の範囲に盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に規定する特定金属くず買受業を営む同法に基づき特定金属くず買受業の届出を行った事業者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける同法に規定する特定金属くずに係る課税仕入れを加えるとともに、当該特例の対象となる再生資源及び再生部品に係る課税仕入れから当該特定金属くずに係る課税仕入れを除外する。（第四十九条関係）

7　簡易課税制度における仕入控除税額の計算の基礎となる課税資産の譲渡等の範囲から特定少額資産の譲渡に該当するものを除外する。（第五十七条関係）

8　課税貨物に消費税が課された場合の消費税額の控除の要件である書類の保存について、その保存期間を、課税貨物に消費税が課された場合に該当することとなった日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から七年間とする等の措置を講ずる。（第六十一条関係）

9　特定少額資産販売事業者登録制度について、次の細目を定める。（第七十条の十五、第七十条の十六関係）

⑴　特定少額資産販売事業者の登録を受けようとする特定国外事業者は、申請書に一定の書類を添付して提出するものとする。

⑵　特定少額資産販売事業者登録簿の登載事項は次のとおりとし、税務署長は、これらの登載事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表する。

イ　氏名又は名称及び登録番号

ロ　登録年月日

ハ　法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地

ニ　特定国外事業者以外の国外事業者にあっては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所等の所在地

⑶　特定少額資産販売事業者が課税期間の初日からその登録を取り消そうとする場合の届出書の提出期限を同日から起算して十五日前の日とする。

10　電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲について、所要の措置を講ずる。（第七十一条の二関係）

11　その他所要の規定の整備を行う。

12　この政令は、一部の規定を除き、令和八年十月一日から施行する。（附則第一条関係）

◇国税徴収法施行令の一部を改正する政令（政令第九十七号）（財務省）

1　特定電子移転財産権の差押えに関する手続を定める。（第三十二条の二関係）

2　給料等の差押禁止の基礎となる金額を、滞納者の給料等に係る債権の支給の基礎となった期間一月ごとに十万七千円（改正前：十万円）（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族があるときは、これらの者一人につき四万八千円（改正前：四万五千円）を加算した金額）に引き上げる。（第三十四条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第九十八号）（財務省）

1　個人所得課税

⑴　利子所得の分離課税等の適用対象から除かれる場合として、特定法人から支払を受ける社債の利子のうち実質的に同族会社から支払を受けるものと認められる場合等を定める。（第一条の四関係）

⑵　上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例について、適用対象となる一定の投資信託（証券投資信託又は公募公社債等運用投資信託に該当するものを除く。）及びこれに類する外国投資信託で、その設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの要件を定める。（第四条の七の二関係）

⑶　給与所得控除の最低控除額等の特例について、給与所得の金額の計算に係る調整措置の適用がある場合における所得金額調整控除の給与所得控除後の給与等の金額の計算につき所要の調整措置を講ずる。（第十九条の四の二関係）

⑷　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、マンション再生事業が施行された場合のその資産に係る権利変換により再生後マンションに関する権利を取得する権利又はその再生後マンションに係る敷地利用権を取得したときにおけるその権利変換により譲渡した資産の譲渡がなかったものとみなす措置の適用対象となる資産の範囲等に、再建敷地の敷地共有持分等を加える。（第二十二条の三、第二十二条の六、第三十九条の二関係）

⑸　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換資産の範囲から、建築後使用されたことのない家屋を令和十年一月一日以後に個人の居住の用に供した場合又は供する見込みである場合における災害危険区域等内において建築された一定の家屋を除外する。（第二十四条の二関係）

⑹　一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象から除かれる場合として、特定法人から交付を受ける社債の償還金のうち実質的に同族会社から交付を受けるものと認められる場合等を定める。（第二十五条の八関係）

⑺　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税について、非課税口座等からの移管等が契約不履行等事由に該当しないこととなる災害、疾病その他のやむを得ない事由の細目、非課税口座等廃止事由に該当しない非課税口座からの移管等の範囲、契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴い金融商品取引業者等が徴収する所得税の納付手続の細目等を定める。（第二十五条の十三、第二十五条の十三の六、第二十五条の十三の七関係）

⑻　特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算方法等を定める。（第二十五条の十五の二関係）

⑼　特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除について、繰越控除の対象となる特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の計算及び控除の方法等を定める。（第二十五条の十五の三関係）

⑽　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、特例既存住宅に該当する家屋、特例買取再販住宅の取得の対象となる特定増改築等をした家屋、特例増改築等及び特定建替えの細目その他必要な事項を定める。（第二十六条関係）

⑾　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度について、買換資産の範囲から、建築後使用されたことのない家屋を令和十年一月一日以後に個人の居住の用に供した場合又は供する見込みである場合における災害危険区域等内において建築された一定の家屋を除外する。（第二十六条の七関係）

⑿　割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例の対象となる内国法人の範囲に、マンション除却組合を加える。（第二十六条の十七関係）

⒀　六十五歳以上の居住者に係る源泉徴収を要しない公的年金等の額の特例について、特例に係る額を百七十二万円（一定の公的年金等については、九十五万円）（改正前：百六十八万円（一定の公的年金等については、九十万円））に引き上げる。（第二十六条の二十七関係）

⒁　令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例について、本特例による基礎控除の控除額の引上げに伴う源泉徴収を要しない公的年金等の額の引上げ等を行う。（第二十六条の二十七の二関係）